

固定資産税土地評価入力支援業務提案募集要領

1 業務の名称

固定資産税土地評価入力支援業務

2 業務の目的

固定資産（土地）評価業務における宅地等の評価入力を支援するとともに、より効率的な事業枠組みを提案することにより、土地評価業務の更なる効率化及び適正な評価の実現を図る。

3 委託業務の内容

別紙1「固定資産税土地評価入力支援業務に係る仕様書」のとおり、別紙2「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」、別紙3「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」のとおり。

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

5 契約金額の上限

金35,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 参加資格要件

本業務については、プロポーザル方式により実施事業者を選定することとし、本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者若しくは同規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「本市の競争入札有資格者」という。）であること。
- (2) 参加表明時において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証を取得している者、又はISO/IEC27001の認証を取得している者

- (7) 過去5年間に於いて、中核市、政令指定都市又は東京都特別区の固定資産税の土地評価業務に係る画地計測業務又は地番図修正業務を元請として履行完了した実績が一回以上あること。

なお、(6)の認証が更新中の場合は、更新中であることが確認できる書類が提出されれば、(6)の要件は満たしていることとする。

7 参加表明書の提出

(1) 参加表明書

本プロポーザルに参加される場合は、別紙4「参加表明書」、(2)添付書類を募集期間内に持参又は郵送（期間内に必着）により提出すること。電子メールやFAXでの提出は認めない。

(2) 添付書類

- ・プライバシーマークの写し又はISO/IEC27001の認証の写し
- ・画地計測事業委又は地番図修正業務の履行を完了した実績が確認できる契約書の写し

(3) 提出先

京都市行財政局税務部資産税課（担当：高本、藤林）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル5階

(4) 提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時必着。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」といいます。）を除く。

8 募集に関する質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合、「質問書」（任意の様式で可。）を作成し、以下のメールアドレス宛てに送信すること。

【送信先】

京都市行財政局税務部資産税課メールアドレス：shisanzei@city.kyoto.lg.jp

(2) 質問の受付期間及び時間

受付期間：令和6年12月23日（月）から令和7年1月10日（金）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年1月15日（水）までに、質問及び回答を本市ホームページで公表する。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を行うため、質問書による質問以外（電話、対面等）は一切受け付けない。

イ 参加表明書を提出されていない事業者からの質問、期間経過後の質問、その他審査等に関する問合せは一切受け付けない。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画の提案

企画の提案は、別紙5「固定資産税土地評価入力支援業務に関する企画提案書作成要領」のとおり、提案すること。

(2) 提出資料

ア 企画提案書

(ア) 提出部数は、社名入り1部、社名なし8部とする。

(イ) 「社名なし」分については、審査は社名を非開示にして行うため、社名やこれを推認できる箇所は非表示にしたものを8部提出すること。

(ロ) 原則としてA4縦に横書きで両面印刷とし、5枚（表紙や目次を除き、10ページ）程度を目標とし、可能な限り要点をまとめて簡潔に作成すること。

イ 見積書

(ア) 提出部数は、社名入り1部、社名なし8部とする。

(イ) 「社名入り」分については、代表者（受任者を置く場合は受任者）の押印がある見積書を提出すること。

(ロ) 「社名なし」分については、社名や所在地、代表者（受任者を置く場合は受任者）の記載がないものを8部提出すること。

(ハ) 当該見積書は令和8年3月31日までの履行に係る積算の根拠がわかるようにすること。

(3) 提出方法

企画提案書を提出期限までに持参又は郵送（提出期限まで必着）により提出すること。電子メールやFAXでの提出は認めない。

(4) 提出先

7(3)に同じ。

(5) 提出期限

令和7年1月17日（金）午後5時必着。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除くほか、上記の休日を除く。

10 選定に係るヒアリング

(1) 趣旨

受託候補者の選定に係る審査に当たり、提案内容の確認等を目的に質疑応答を行う。

(2) 実施日

令和7年1月23日（木）（予定）

(3) 場所及び開始時間

参加表明書を提出された事業者に対し、別途連絡する。

(4) 内容

説明（プレゼンテーション）時間は30分程度とし、質疑応答時間は30分程度とする。

なお、応募多数の場合は、ヒアリング実施日を別途設ける場合があることとする。

11 提案の審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書及びヒアリング内容をもとに、本市が設置する選定委員会において評価基準表（別紙 7）に基づき、提案内容を審査して採点し、構成員が採点した点数の合計点数を構成員の数で除し、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

なお、最低制限の評価点は 120 点とし、最低制限評価点を上回った者とのみ契約を締結するものとする。

得点が同一であった場合は、評価基準表における評価項目「実施方法」の点数が高い応募者を受託候補者とし、「実施方法」の点数が同点の場合は、最も低い見積価格を提示した候補者を、受託候補者として選定する。応募者が 1 者の場合においても、本プロポーザルは成立することとし、選定を行う。

また、公平を期すため、提案者名は伏せて審査する。

なお、見積金額が前述の委託金額の上限額を超えていた場合は失格とする。

(2) 評価項目等

評価基準表（別紙 7）のとおり。

12 選定結果の通知

令和 7 年 2 月 7 日（金）までに、受託候補者の決定を行う。

審査後、速やかに全ての提案者に対し、選定結果を文書で通知する。

また、本市のホームページ（京都市情報館）にも選定結果を掲載する。

（通知内容は以下のとおり。）

- 受託候補者名及びその他の提案者名
- 受託候補者及びその他の提案者の合計点数を委員の数で除した点数

13 契約の締結

- (1) プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受注候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議を行い、合意に達した場合に契約を締結する。受注候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受注候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約を締結する。また、その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行い、合意に達したときは、契約を締結する。

- (2) 契約締結日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。ただし、本業務に係る予算が成立しない場合は、契約を締結しない。また、本市の都合により、本業務に係る予算を計上しない場合又は減額する場合があります。これらの場合においては、契約を締結しないこと又は予定数量・金額等を大幅に削減することがある。

なお、これらの契約不締結や減額等によって、受注候補者及びその他の提案者において損害が発生した場合であっても、受注候補者及びその他の提案者は、本市に対し、その補償等を一切請求することはできない。

14 その他留意事項等

- (1) 提案は1事業者につき1つとし、複数の提案は認めない。
- (2) 提案書等の提出物は、選定結果の如何に関わらず返却しない。
- (3) 企画提案書に記載された内容は、実現を確約したものとみなす。
- (4) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は不可とする。
- (5) 資料の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (6) 仕様書等に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととする。